

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第45条等の運用①

ご提案の概要（支障事例）

- ・ 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であり異なるもの。
- ・ 第45条第2項に基づく要請を行う場合、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべき。
- ・ 全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかかりの時間を要するなど迅速な対応が困難。

考え方

- ・ 施設の使用制限等を行う場合は、第1段階として、特措法第24条第9項による協力の要請を実施。それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として、特措法第45条第2項に基づく要請等を実施。
- ・ 特定都道府県知事は、特措法第45条第2項又は第3項に基づく、施設の使用制限の要請又は指示は、施設を管理する者等に対して実施。特措法第45条第3項に基づく指示は、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当すると考えられることも踏まえれば、特措法第45条第2項第3項に基づく施設の使用制限の要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことを予定。
- ・ 特措法第45条第2項又は第3項に基づく要請又は指示を行った場合の、特措法第45条第4項に基づく公表も、特定可能な個別の施設名等を広く周知するという趣旨で実施。
- ・ 実態としては、特措法第24条第9項に基づく要請により、多くの事業者が要請に従っていただいたことを考えると、今後とも、特措法第24条第9項と第45条第2項、第3項を適切に活用することにより、対応をお願いしたい。

新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条等の運用②

根拠条文等

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。（以下略）

○新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条（略）

2 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずることができ、

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

○第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について（令和2年4月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

1. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の対象

特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示は、施設を管理する者等に対して行われるものであり、使用制限等の対象も個別の施設となる。また、当該要請及び指示に伴う特措法第45条第4項の公表も、特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保することを考え方の基本としている。

2. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の手続

特措法第45条第2項の規定に基づく要請は、行政手続法（行手法）第2条第1項第6号の行政指導、特措法第45条第3項の規定に基づく指示は、行手法第2条第1項第4号の不利益処分に該当すると考えられ、それぞれ行手法の規定に従うものとする。（以下略）

緊急事態措置等の実施に係る事前協議

ご提案の概要（支障事例）

- ・特措法第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。
- ・緊急事態措置等の実施に係る事前協議は、基本的対処方針において定められている。
- ・附帯決議において、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすることとされている。
- ・新型コロナウイルス感染症の性質上、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みを揃えた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針の取組が行われているのか等を確認する必要がある実施。
- ・基本的対処方針等に基づく事前協議を行うことにより、特措法第20条の総合調整権や特措法第33条の指示権によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能。

根拠条文等

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(6) その他重要な留意事項

① 関係機関との連携の推進

① 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。

○新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

(国、地方公共団体等の責務)

第三条第四項 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する責務を有する。

(政府対策本部長の権限)

第二十条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うことができる。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十二条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができるとする。この場合において、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

○新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年3月11日衆議院内閣委員会）

七 各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対して、その旨徹底すること。

○新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年3月11日参議院内閣委員会）

八 各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対して、その旨徹底すること。

新型コロナウイルス感染症対策に係る専門家助言組織について

